

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年3月まで

私は、昭和43年10月から48年4月末まで個人事業所で働いており、その頃、市役所から私の国民年金保険料が未納であるとの連絡を受け、国民年金課に行った。担当職員から、「国民年金は相互扶助のため、保険料を納付する必要がある。」と説明を受け、送られてきた納付書でまとめて保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しており、前納期間や国民年金基金加入期間もあるなど、申立人の納付意識は比較的高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金加入手続後、国民年金保険料をまとめて遡及納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年4月27日に払い出されたものであることから、申立人の加入手続はこの頃行われたものと考えられ、加入手続の時点で、申立期間のうち44年1月から45年3月までは、過年度納付により保険料を遡及納付することが可能であった。

さらに、申立人の昭和45年4月から46年3月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付状況から、現年度保険料として納付されたものであることがうかがえ、この場合、当該期間の現年度保険料の納期限は同年4月であることから、当該納付は加入手続とほぼ同時期に行われたものであると判断できるところ、当該期間の保険料と加入手続の時点で過年度納付可能な44年1月から45年3月までの保険料の合計は、申立

人がまとめて納付したとする金額とおおむね一致している。

加えて、当時使用したとする納付書の態様についての申立人の説明は、当時の過年度納付書の態様と一致する点が多い上、申立人には、ほかに過年度納付による納付済期間も無いことから、申立期間のうち昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料について、加入手続後に過年度納付書が発行された可能性は高いと考えられ、申立期間後の納付状況などを考慮すると、申立人が、当該期間の国民年金保険料について、あえて納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち昭和 43 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、加入手続の時点で、時効により過年度納付することができない上、当時実施されていた第 1 回特例納付を利用すれば納付することは可能であったものの、申立人が居住する市では、同市において特例納付を積極的に取り扱っていた状況は確認できず、申立人からも、特例納付を行ったことをうかがわせるような供述を得ることはできないことから、申立人が、特例納付によらなければ納付できない期間の保険料まで納付したとは推認し難い。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月から同年 12 月までについて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年12月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年8月から同年12月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私の国民年金保険料は、妻の分と一緒に納めていたため、申立期間について、妻は納付済みとされているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自身が妻の分と併せて国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月に払い出されたものである上、申立期間について別の同記号番号が払い出された形跡も確認できない。

また、申立人の妻は、時期は明確ではないものの、申立人が国民年金に未加入であったことから申立人の国民年金加入手続を行い、その後、申立人の保険料を遡って納付した記憶があると述べている上、事実、昭和50年3月に払い出された記号番号に係る特殊台帳をみると、46年4月から47年7月までの期間の保険料は、53年8月から55年6月にかけて第3回特例納付により、48年1月から49年3月までの期間の保険料は、納付日は不明であるものの過年度納付により、それぞれ遡及納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、50年3月頃に初めて行われたものと考えられる。

このため、申立期間の国民年金保険料については、国民年金加入手続後に遡及しなければ納付できないこととなるが、加入手続の時点で、申立期間①は既に納付時効が到来している期間である上、申立期間①直後の昭和48年

1月から同年3月までの保険料の過年度納付の納期限は50年4月であり、これは申立人の加入手続の時期とほぼ同時期であることから、申立人の妻は、申立人の加入手続の時点で過年度納付を行ったものの、申立期間①については時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、国民年金加入手続の時点で現年度保険料として遡及納付可能であるものの、申立人の昭和46年4月から47年7月までの国民年金保険料が第3回特例納付により納付されていることについて、申立人の妻は、遡及納付を終える際、申立人の年金受給について説明を受け、安心した記憶があるとしているところ、申立人については、申立期間①及び②共未納であると想定した場合、当該特例納付を行い、かつ、60歳到達前月まで保険料を継続して納付することにより、ちょうど老齢年金の受給要件を満たすことになり、特例納付が無年金者対策のための制度であったことを考慮すると、当時、申立人の妻は、申立期間②が未納であることを前提に、申立人の年金受給のために必要な期間について特例納付を行ったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の妻に聴取しても、申立人の国民年金加入手続時における国民年金保険料の遡及納付等についての具体的な記憶は無く、申立期間②の保険料納付が行われたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から平成 5 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から平成 5 年 6 月まで

平成 7 年 6 月頃に、未納だった申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送られてきた。保険金が入った時期だったので、そこから支出し、約 97 万円をまとめて納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 6 月頃に申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送られてきたため、約 97 万円を納付したと述べているが、その時点では、申立期間のうち昭和 58 年 12 月から平成 5 年 4 月までの期間は既に時効のため、社会保険事務所（当時）において納付書を作成することはできず、当該期間に係る納付書が送付されることはなかったと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の平成 5 年 7 月から 6 年 3 月までの期間及び 7 年 7 月から 8 年 3 月までの期間に係る保険料は 7 年 8 月 31 日に、6 年 4 月から 7 年 3 月までの期間に係る保険料は同年 9 月 1 日に、それぞれ過年度保険料又は現年度保険料として納付されていることが確認でき、これらの納付は、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期と近く、必要な保険料も約 33 万円と高額であるが、申立人はこれらの納付については覚えが無いとしており、この時期の保険料納付についての記憶が明確なものであるとは言い難い上、これらの納付の時点では、申立期間は全て時効のため、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。